

会 議 録

会議名	令和6年度第2回行政改革推進委員会		
開催日	令和6年11月6日（水）	場所	駅前庁舎 防災室・会議室
時間	午後2時00分～午後3時30分		
出席者	委員：金網房雄会長、鶴岡英樹副会長、浅川榮治委員、 白坂英義委員、栗原正志委員、小山百合子委員、木下学委員 （7名出席） 市側：市長公室 曾田市長公室長、阿津市長公室次長、山本経営改革課長、 相木課長補佐、望月主査、正司主事		
議題	1 令和6年度経営改革推進計画の進捗状況について 2 使用料・手数料等の見直しについて		
配付資料	会議次第 会議資料1 令和6年度経営改革推進計画進捗状況 会議資料2 令和6年度使用料・手数料等の見直しの進捗状況		
会議概要	別紙のとおり		

【会議の概要】

1. 開会

○事務局

配布資料、不足が無いことを確認。

会議にてマイクシステムを使用する旨及び使用方法を確認。

委員会の開会を宣言。

白坂委員については委嘱状交付後初の委員会開催のため、自己紹介。

曾田市長公室長より挨拶。

○事務局

議事進行につきましては、附属機関設置条例第6条の規定により、金網会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長

議事進行の前に、会議の公開等について事務局へ説明を依頼。

○事務局

委員9名のうち、2名欠席、7名出席であり、会議が成立している。

委員会は「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」の規定により、公開。

傍聴人はいない旨説明。

2. 議事

○金網議長

議事(1) 令和6年度経営改革推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、令和6年度経営改革推進計画進捗状況について、ご説明いたします。

「令和6年度 経営改革推進計画 進捗状況」をご覧ください。

今回は、令和6年9月1日現在における進捗状況について、各所管課に報告を求め、取りまとめております。

なお、今回は中間報告ため、具体的な数値まで把握できないものがございますが、ご了承ください。

それでは、主なものをご報告いたします。

まず、2ページ、

●事業ナンバー1「人事評価制度の充実」をご覧ください。

進捗状況は、一番下の「令和6年度の活動経過・今後の予定」に記載しております。

役職定年を迎えた職員及び再任用職員へのアンケートの実施に加え、勤務継続意向調査を行い、モチベーションを維持しながら業績につながるよう、60歳以降のポスト・働き方の検討を行っております。

また、60歳未満の職員については、給与と連動するスペシャリスト枠の設置を検討してまいります。

続きまして、3ページ、

●事業ナンバー2「働き方改革の促進」をご覧ください。

令和6年度7月末時点での時間外勤務時間は31,850時間で、前年同時期より2,200時間減少しております。

また、テレワークなど、ワークライフバランス向上のための制度利用を促進します。

続きまして、6ページ、

●事業ナンバー5「脱水汚泥の堆肥化」をご覧ください。

経済、環境、社会の三側面の統合的な向上を図る「地域循環共生圏」の創造に向けた、循環社会の形成を目指す取り組みとして、今までよりも効率的に、さらに温室効果ガスの排出を抑えつつ、資源に変えていく事業になります。

今後、年内に「下水汚泥堆肥化施設整備事業」の提案書の審査を行い、優先交渉権者を決定し、基本契約を締結する予定です。

続きまして、7ページ、

●事業ナンバー6「事務事業の縮小・廃止」をご覧ください。

令和4年度に実施した業務プロセス分析の結果を受けて、所管課の実行支援を行っております。

令和6年度につきましては、特定政策課題に対する相談・助言支援として、課題のある事務事業についてヘルプデスクを設置し、相談対応を行っています。

また、縮小・廃止余地のある事務事業に対しても、個別に改善方策案の検討を進めてまいります。

続きまして、8ページ、

●事業ナンバー7「ふるさと応援寄付金・企業版ふるさと納税の活用」をご覧ください。

ふるさと応援寄付金は、前年度を上回るペースで寄付を獲得しています。

企業版ふるさと納税につきましては、今年度、アサヒビール企業版ふるさと納税プロジェクトに応募し、木更津港まつり花火大会に寄附をいただきました。

続きまして、9ページ、

●事業ナンバー8「ICTの活用による業務改善」をご覧ください。

パソコン上の作業を自動化するRPAやAI-OCRについては、今年度9月1日時点で20業務に導入しています。

また、市民参加型合意形成プラットフォームについては、「木更津市市民参加型市政の推進に関

する指針」と併せ、オンラインプラットフォームの活用について、あらためて庁内周知を図りました。

その結果、全庁で8案件の活用希望がありました。

続きまして、10ページ、

●事業ナンバー9「行政手続きのオンライン化」をご覧ください。

国が示す「特に国民の利便性向上に資する対象手続き」のうち、被災者支援を除く26手続きについて、オンライン化を開始しました。

この26手続き以外に、8月時点で123の手続きをオンライン化しており、今後もさらに利便性を高めていくため、行政手続きのオンライン化を進めてまいります。

続きまして、12ページ、

●事業ナンバー11「子育てアプリを活用した母子保健・子育て情報の発信」をご覧ください。

子育て世帯に向けた情報配信が一括化されるよう取り組み、令和5年度に比べ、情報配信する部署が増加しました。

今後もアプリを通じて切れ目なく支援を行ってまいります。

続きまして、14ページ、

●事業ナンバー13「木更津市地域生活支援拠点等整備事業の推進」をご覧ください。

障がい児者の重度化・高齢化・「親亡き後」に備えるため、地域生活支援拠点等となる登録事業所を増やすため、引き続き働きかけを行っていくとともに、運用に向けたアンケートを実施します。

資料には、その他6項目を含む、15項目の進捗状況を記載しております。

今後の予定としましては、明日11月7日に開催する総合政策会議にて報告し、その後、市公式ホームページに公開する予定でございます。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○金網議長

ただいまの説明に対しご意見ご質問等あればお願いします。

○木下委員

9ページにてRPAの説明がありましたが、例えば市の職員がチャットGPTなどを活用した文書の作成等をしたり、スペシャリストを流出しないように、給与体系などに差をつけて、きちんと雇用し続けていくことが自治体として大事だと思います。

今後は、必要なスペシャリストというのはDX人材であると考えますし、これらのスペシャリストに対する手当や制度の現状と今後について伺います。

○事務局

ご意見の方ありがとうございます。

チャットGPTにつきましては、現在各部署においてアカウントをとるところまでは実施しており、各部署において、利用が進んできているところかと思います。

取りまとめ部署としての動きとしましては、ガイドラインを作る方向に向けて今検討しているところでございます。

スペシャリストですが、今年度、スペシャリスト枠を作る取り組みを現在進めているところでございます。

DX人材につきましては、現在そのような検討はしておりませんが、いただきましたご意見を参考にして関係課と協議いたします。

○栗原委員

8ページのふるさと応援寄付金等の項目で、私自身はこのふるさと納税ということに対しては、本来ならば市民のために使われるべき税金が流出しているということですので、やや批判的な考えです。

それを少しでも食い止めるという意味で、ふるさと応援寄付金や、企業版ふるさと納税で確保しているわけですが、資料には昨年度のふるさと応援寄付金の実績は427,492,200円とありますが、本来入るべき金額がどれだけ流出していて、収支はどのような状況ですか。

○事務局

ふるさと応援寄付金ですが、令和5年度の実績につきましては、返礼品の金額は188,604,177円となっています。

木更津市民が他の団体に寄付した金額、すなわち市民税の控除額でございしますが、こちらが442,504,366円となっております。

市民税控除額の75%までが地方交付税額で補填をされることになっており、交付された金額が331,878,275円でございます。

差し引きの効果額といたしましては、128,261,932円でございます。

委員がご心配されているように、木更津市民のために使うべき税金が他の自治体へ流れているものでございますが、こちらは国の制度となっております。

市民が他の団体に寄付することを止めることは市としては、なかなか難しいものでございますので、木更津市としてできることは、寄付金額を多く獲得していくことかと思っております。

このため、今回シティプロモーション課にふるさと応援寄付金と、企業版ふるさと納税をあわせて移管をしております、寄付の獲得に力を入れているところでございます。

○栗原委員

やはり市民に、「税金が正しく使われています」ということを示しながら、「木更津市の納税をしっかりとってくださいよ」という、PRや広報をしていくべきというのが正しい姿ではないのかなというふうに思っています。意見として言わせていただきました。

○浅川委員

9ページ「ICTの活用による業務改善」のところで、目標値が事業数で書かれてありますが、実際にICT導入を行って改善がされたという指標等はあるのでしょうか。

○事務局

今回のICTの活用について、RPAとAI-OCRの導入に当たりまして、業務時間数に換算をしまして、20事業でおよそ975時間、削減をされたところでございます。

人件費を出してみますと、あくまで参考でございますが、2,340,000円程度の効果があったと考えているところでございます。

○浅川委員

指標などわかるような表が今後提示されれば良いと思います。

○鶴岡委員

7ページの「事務事業の縮小・廃止」のところですが、各年度目標値が増えていますが、累計という認識でよろしいのでしょうか。

また昨年度の結果ですと11,593,996円縮小・廃止による効果があったとのことですが、一番効果のあった主な事業について教えてください。

○事務局

目標値につきましては、おっしゃっていただいた通り累計の数値でございます。

また、一番効果が高かった事業につきましては、中央公民館のフリースペースの活用事業です。以前は職員が一人一人に対応していましたが、アナログではございますが、自分で札を取って、その札を持っていき、そうすると次の方が見たときに、どこが埋まっているか一目でわかるというような仕組みを導入し、そちらが一番大きく値に出ている事業でございます。

試算した金額ではございますけれどもおよそ4,900,000円の効果があったと、担当課からは報告がございました。

○小山委員

3ページ「働き方改革の促進」の指標に、昨年度男性職員の育児休暇取得率が48%とありますが、これは実際人数にすると、何人になるのでしょうか。

○事務局

今年度9月1日時点で、対象者として8名いるところ、取得した方が2名でございます。今年度の取得率としましては25%となっております。

○浅川委員

同じ3ページにあります、時間外勤務の年間総時間数については累計の時間数でしょうか。

○事務局

こちらは各単年の目標値になっておりますので累計ではございません。

○浅川委員

つまり、令和5年度が92,197時間でしたので、令和6年度は同じことをやれば、達成できるといった数字になりますか。

○事務局

市としては、できるだけ時間外勤務を少なくしていくことを目標にしております。今の段階ですと2,200時間削減しておりますので、今後達成できると考えておりますが、年度末を控えておりますので、不明確なところではございます。

○浅川委員

指標の上に書いてある、「課題解決に向けた方向性・活動内容」にノー残業デーという言葉が入っていると思います。

普通の会社でもノー残業デーはあるのですが、全員が退社すれば、電気や空調を消せるため、経費削減の部分もありますが、時差出勤などの新しい働き方をする中で、みんなで一斉に残業をしないというのは、残業削減の話としては疑念を持ちます。

1つの意見として述べさせていただきました。

○事務局

ご意見ありがとうございます。ワークライフバランスの推進と、今まで取り組んできたノー残業デーとの兼ね合いから、ギャップが生まれているというご意見かと思えます。

関係課と協議いたします。

○木下委員

今の浅川委員のお話に関連して、行政は市民の方の幸せを願って仕事をされていると思うので、私どもも市の職員の方々が、健康であることが大事だと思います。

私の会社でも、出退勤の管理について計測を行っていますが、市での時間外勤務をする際の申請方法及び出退勤の時間計測はどのように計測されていますか。

また、例えばノー残業デー、テレワーク、時差出勤の普及によって、この計画自体を、仕組みとしてある中で統計をとりながら進めることが、長時間労働の抑制とメンタルヘルスの向上に繋がると思いますので、仕組みとして動いているのか伺います。

また、最終的にはそのメンタルヘルスの部分がポイントになると思いますが、傷病などでお休みされている方の人数を、ある程度指標として改善されているかということが働き方改革や、時間外勤務の柱であると思いますので、わかる範囲で教えてください。

○事務局

まず、この時間外の時間数につきましては、これ時間外勤務をする際の申請手続きを、パソコン上から行っております。上司がそれを承認というような形を取った上でやっておりますのでそ

の時間数となっております。

出退勤については、ＩＣカードの方がそれぞれ職員に配られておりまして、専用の機械にタッチすることで管理しております。

一方、機械のない施設等もございますのでそういった施設につきましては、パソコンから出勤退勤の時間を入力するような対応をとっております。

ノー残業デーにつきましては委員おっしゃっていただいたとおり職員の体調管理などを重視して、取り組みをしているところの１つでございます。

最後の質問にありました休職者数ですが、見る時期によって人数の動きがございますが、昨年度、休職者数は１６名でございます。

メンタルヘルスにつきましては、臨床心理士に相談ができる相談委託業務を行っておりまして、昨年度では年間８件の相談が寄せられており、不安を取り除くような対応を行ってきたところでございます。

○栗原委員

私も聞きたかったところですが、イベントなどの活動をコロナ前と同様に実施していると思います。実際私の会社もそうなのですが、コロナの前の状態に戻そうとなると、残業がどうしても増え、実際やらざるをえない状況があります。その辺りのところをどう兼ね合いをつけて、行政サービスを組み立てていくか大変だと思っています。色々な分野の業務がある中で時差出勤をする難しさもあると思いますが、現状などお聞きしたいです。

また、メンタルヘルスの話がありましたが、それに関連してカスタマーハラスメントへの対応について、どう進めているのかをお聞きできればと思います。

○事務局

時差出勤の実績でございますが、令和４年度末で２，０９５件、また令和５年度、コロナ明けの状態になりますけども５７６件となっております。

カスタマーハラスメントにつきまして、東京都を皮切りに、全国で条例化を進めていると思います。

千葉県の動きなど人事担当で情報収集をしているところでございます。おっしゃる通りいわゆるカスハラが、職員のメンタルを病む重大な要因の１つだというふうに考えておりますので、今後対策を検討して参りたいと考えております。

○白坂委員

２ページの「人事評価制度の充実」及び３ページの「働き方改革の推進」に関係すると思うのですが、人材の確保、つまり残業を少なくするとかそういった面も含めて、離職者がどれぐらいいるのか教えてください。

また採用において、募集に対する応募者数はどのような状況になっているのかわかりますでしょうか。

○事務局

離職者数でございますが、令和4年度末で、42名となっております。

採用に対する応募の状況でございますけれども、以前は年に1回ですとか、多くても2回というような採用をしていたところですが、現在離職者が多い状況になってきておりますので年に4回ほど、募集をかけている状況でございます。

募集に対する応募の状況も、今、手元に資料はございませんので、お答えはすぐにはできませんが、募集の定数を超えるような数の応募が来ていると伺っているところでございます。

⇒令和5年度は採用試験を3回実施しており、第1回は募集人員16人に対し、応募者数は117人、合格者数は16人となっております。第2回は募集人員17人に対し、応募者数は122人、合格者数は22人となっております。第3回は募集人員7人に対し、応募者数は22人、合格者数は5人となっております。

今年度につきましては、採用試験を4回実施する予定です。

○白坂委員

多分、離職者が、「毎年これぐらいいますよ」と知ったうえで、採用についても、その辺りを考慮しながら、多めに募集していると思うのですが、採用人数も多めに設定しているのですよね。

○事務局

少し多めに内定者を出しているところではございますが、現状としましては大変残念なことに、例えば県庁ですとか、あるいは特別区の方へ内定者が流れてしまっています。

ここ5、6年の間、人材の確保が非常に難しくなっているというのが現状でございます。

○浅川委員

先ほど栗原委員からカスタマーハラスメントの話題が出ましたが、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントが、兵庫県でも問題になりましたよね。

その受け皿が、木更津市には設けられているのでしょうか。

○事務局

木更津市では、人事を担当しております職員課の方で受ける形で対応を行っております。

○木下委員

今年度飲酒による職員処分を公表した件があったと思います。発生した後に、全体的な注意喚起をされると思うのですが、注意喚起するだけでなく、例えば警察の方に協力いただくなどの取組みをされていますか。

木更津市のために仕事をされている方々としても、自分たちの同僚の名前が出てしまう事は印象が悪く、市民感情としても、「何をやっているのだろう」といった話になりますので、改善するための取組みがあれば教えてください。

もう1点、時差出勤について、ページを見ていたら、3ページのところに、時差出勤については、取得回数の制限を緩和していますとありますが、週何回と決まっているのか教えてください。

○事務局

回数の制限につきましてはコロナ禍の間は、私事での時差出勤は月3回というような上限が決められておりました。

そちらが緩和されたと認識しております。

また飲酒運転の取組みにつきましては、各部で行っていると認識しております。

○金網議長

細かい質問が出ていますが、本来の業務ではない部分まで事務局が情報把握していることは非常に良いと思います。

その他質問ありますでしょうか。

○浅川委員

全体的な話になりますが、この計画は業務改善に関しての内容が主に書かれており、内部的にはそれでいいと思いますが、市民など、外部に対してどのように貢献や利便性があるのか、というのはこれではわかりにくいですね。

市役所は市民に対しての仕事なので、それが大前提にあると思うのですが、そういったことが分かりやすく、見えるようにしていただければ助かります。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

私どもも内部の業務を改善していくことで、結果的に市民の皆様にも利便性の向上ですとかそういったものに繋がるという考えで動いているのですが、「見える化」ができていないというところは、ご指摘、ご提案いただいた通りかと思えます。

今後どのような形ができるのか含めまして、検討して参りたいというふうに、考えております。

○浅川委員

市職員が一生懸命仕事をして、結果これは市民に対してどういう、助け、役割になっているのかということが、できれば見えるような形にいただいた方が分かりやすいと思います。よろしくお願いします。

○金網議長

その他、意見はございますか。

よろしいでしょうか。

いろいろと意見の他に、要望や検討事項がございましたが、今日説明があった内容について、内容変更や文言変更に及ぼすものはなかったと思います。

要望や検討事項については、事務局の方で内部的に検討していただきたいと思えます。

議案1につきましては、提案通り承認ということでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○金網議長

承認と認めます。

では次に議事（２）使用料・手数料等の見直しについての説明を事務局お願いいたします。

○事務局

使用料・手数料等の見直しについて、ご説明いたします。

「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の１ページをご覧ください。

「（２）基本方針の考え方」「ア 受益と負担の公平性の確保について」の２段落目に規定しておりますが、使用料・手数料につきましては、施設や特定の行政サービスを利用される方、すなわち受益者に経費の一部を負担していただいています。

料金が安い方が望ましいですが、サービス提供に要する経費と比較して負担額が少額である場合、経費の不足分は、市民全体の税金で賄うことになり、施設やサービスを利用しない方にも間接的に負担していただくことになります。

このため、効率化や経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図ることとし、平成２８年度にこの「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」を策定しました。

次に１０ページをご覧ください。

「６ 定期的な見直しと市としての努力について」「（１）見直しのサイクル」として使用料・手数料の見直しは原則４年ごとに実施することとし、この規定に基づき、今年度、全庁的な見直しを実施したところです。

前回の令和２年度は、新型コロナウイルスの影響により改定を見送っているため、近年の物価上昇を踏まえ、原則、見直しを実施することとして所管課に通知し、検討を進めてまいりました。

A４横の資料、「令和６年度使用料・手数料等見直しの進捗状況」をご覧ください。

まず、一番上部に記載してある「概要」をご覧ください。

今回の見直しでは、法令等により算定方法が定められているなど、基本方針において対象外となっているものを除き、使用料については２１件、手数料については１７４件について、検討いたしました。

使用料については、増額は市民会館など６施設、据え置きは１５施設となり、減額や削除、無料から有料化となる施設はございませんでした。

次に手数料ですが、増額は都市整備部関係の手数料１９件、据え置きは１４６件、減額１件、削除５件、有料化するものが３件でございました。

次に、概要の下表について、ご説明します。

表の項目等でございますが、左から順に「施設や手数料の名称」、「条例の名称」、「担当の部課名」、「現状の規定の概要等」を記載しています。

「受益者負担率」は基本方針に基づく負担率を記載していますが、こちらは後ほど、ご説明いたします。

「条例改正の概要」には、今回の検討結果を記載しています。

最後に「改正の有無」には、条例改正の有無を記号で記載しています。

「マル」が付いているものが、今回、条例改正を予定している使用料や手数料です。

「改正の有無」が「横棒」になっているものは、今回改正をしないものです。

なお、市で定めている見直しの基本方針に沿って算定した結果、現行料金と近い金額であったなどの理由により改正しないものについては、「横棒」の下に「基本方針に即し改正無し」と記載しています。

注記のない「横棒」だけのものは、施設所管課の意向により改正しないこととしたものです。

全庁的な見直しは4年に1回ですが、単なる「横棒」だけの施設については、来年度以降も引き続き見直しを検討するよう、働きかけていきたいと考えております。

それでは、使用料の見直しから順に、ご説明いたします。

「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の3ページをご覧ください。

「2 使用料の見直し方針」「(1)基本方針に基づく見直しの範囲」ですが、本基本方針では見直しの範囲として、法令等により算出方法が定められているものや、公園や道路など不特定多数の利用者が見込まれ負担を求めることが適切でないものなどを除き、全ての施設に係る使用料を対象としています。

「(2)使用料の算定方法」では、使用料の基準額は、「原価」に「受益者負担率」を乗じて算出することとしています。

4ページ、「ウ 原価の計算」をご覧ください。

原価計算については、まず「(ア)貸室等(ホール・会議室など)の原価計算」により、施設取得にかかる費用を除いた施設の貸し出し・管理に関する年間経費を、部屋の面積で按分し、稼働率等を乗じて各貸室にかかるコストを計算します。

5ページ下段の「図2」をご覧ください。

市が提供している施設は多岐にわたるため、道路などのように生活に必要不可欠で民間での提供が難しいものと、スポーツ施設などのように民間でも類似のサービスがあるものを一律にすると、公平性などを損なう可能性があります。

そのため、その施設の性質により「必需性」「選択性」「非市場性」「市場性」の4つの視点から分類することとし、ご覧いただいている図のように、利用者と市による負担の割合を定めています。

この受益者負担率をコストに乘じることで、使用料を算出しています。

4 ページ、「ウ 原価の計算」にお戻りください。

次に「(イ) 個人利用施設（健康増進センター・プールなど）の原価計算」ですが、施設取得にかかる費用を除いた、施設の貸し出し・管理に関する年間経費を利用者数で除してコストを算出します。

このコストに、先ほどの「受益者負担率」を乗じて使用料を算出しています。

7 ページ、「(6) その他」をご覧ください。

これまでのコスト計算のほか、「ア」では、市民以外の利用者は市民料金の1.5倍とすること、「イ」では、営利目的の利用は基本料金の10割増し、つまり2倍とすること、「ウ」では、全日を通して1時間当たりの単価を原則とすることを規定しております。

9 ページ、「4 激変緩和措置」をご覧ください。

算出した使用料基準額が、現行の料金を大幅に上回る場合には、改定額の上限を設定しております。

現行料金額に応じて、1.2倍から2倍の範囲内で改定することとしています。

続きまして、施設ごとにご説明いたします。

A 4 横の資料、「令和6年度使用料・手数料等見直しの進捗状況」をご覧ください。

1 番の市民会館については、見直しの基本方針に沿って、現在貸し出しを行っている中ホール全ての料金区分について、1.2倍の増額とします。

ただし、利用料金制を導入しているため、実際の利用料金は改正後の額の範囲内で、指定管理者が定めることとなります。

2 番の福祉会館については、見直しの基本方針に沿って、午前・午後・夜間の区分を廃止し、1時間当たりの料金設定とします。

全体的な料金区分の変更になり、時間当たりの単価で見ますと、料金が上がる時間帯と、下がる時間帯が生じます。

3 番の市民活動支援センターについては、令和5年度に個別に料金を見直したこと、また、現在、指定管理者の更新手続き中であることから、所管課の意向により、次の指定管理者募集の際に見直しを検討します。

4 番の金田地域交流センターについては、見直しの基本方針に沿った場合、部屋によって稼働率の開きが大きいと、著しい料金差が生じてしまうこと、また、立地が特によく、営利目的の料金設定については、基本方針以上の設定を検討する必要も出てきたことなどから、今後、基本方針を改正することも視野に入れ、今回は据え置きとします。

なお、基本方針につきましては、立地条件や施設の状況に応じ、民間施設の料金設定なども参考とするような改正を考えています。

次に、5番の身体障害者福祉センターについては、施設の設置目的から、引き続き無料とします。

6番の老人福祉センターについては、施設自体の使用料は、施設の設置目的を鑑み、引き続き無料としますが、浴室利用は、水道光熱費が個別に発生することから、これまで100円の使用料を200円に増額することとします

7番の健康増進センターについては、基本方針による算定結果が現行料金に近いことから据え置きとします。

8番から12番の体育施設については、近隣市や市内同種施設の料金と比較検討し、所管課が適正であると判断し、据え置きとします。

13番のきみさらず聖苑（火葬場）については、現在の費用と火葬の件数による算定結果が現行料金に近いことから据え置きとします。

14番の小櫃堰公園の庭球場については、基本方針による算定結果が現行料金に近いことから据え置きとします。

15番の木更津駅西口駐車場については、今年度末で営業終了のため対象外、16番の金田駐車場については、収支は黒字ですが、値下げをすると近隣の民間駐車場の営業に影響を与え、民業圧迫の恐れがあることから、据え置きとします。

17番の少年自然の家キャンプ場については、現在無料の部分はそのまま、有料の場合の宿泊使用料を変更します。

使用料の変更に当たっては、基本方針に沿った算出額と、近隣の亀山少年キャンプ場の価格を参考に、大人640円から830円に増額し、これを基準に他の区分も設定を見直します。

18番の郷土博物館金のすずについては、令和5年度に学生から段階的に無料化を進め、令和6年度に大人も無料化しており、引き続き無料とします。

19番の公民館については、各室の利用料について、見直し方針に沿って、概ね50円から100円の増額を予定しています。

20番の清見台コミュニティーセンター附属体育館については、令和5年度から冷暖房を設置したため、光熱費の上昇を踏まえ、改正します。

具体的には、2時間ごとの料金設定を1時間ごとにし、日中、2時間1,080円のところ、1時間900円とし、これを基準に他の区分も設定を見直します。

最後に、21番の子育て支援センターの一時預かりについては、近隣市や民間施設との均衡を考慮し、据え置きとします。

なお、基本方針の趣旨に基づき、増額を見送る施設に対しては、費用と収入の乖離が今後さらに広がってしまう恐れがあることから、利用者や歳入を増やす事業の実施などについても検討するよう、伝えております。

使用料は以上です。

続きまして、手数料についてご説明いたします。

まず、「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」8ページをご覧ください。

「3 手数料の見直し方針」「(1)基本方針に基づく見直しの範囲」ですが、法令等により算出方法が定められているものなどを除き、全ての手数料を対象としています。

「(2)手数料の算定方法」ですが、手数料の基準額は、「原価」に「受益者負担率」を乗じて算出することとしています。

9ページの一番上、「イ 原価の計算」をご覧ください。

事務処理に要する年間経費を、年間処理件数で除してコストを計算します。

「(4) 受益者負担率」は、100%を原則としています。

ただし、戸籍抄本の交付など法令で額が決まっているものなどは、対象外としています。

「(6) その他」「イ 設定料金の調整について」をご覧ください。

同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないように、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。

「4 激変緩和措置」をご覧ください。

使用料と同様、算出した手数料基準額が現行の料金を大幅に上回る場合は、改定額の上限を設定しています。

現行料金額に応じて、1.2倍から2倍の範囲内で改定することとしています。

続きまして、手数料ごとにご説明いたします。

A4横の資料、「令和6年度使用料・手数料等見直しの進捗状況」の4ページをご覧ください。

手数料については、1番から5番の都市整備部の手数料について、改正します。

手数料に応じて、区分が細かく設定されていますが、証明書関係は、300円から600円に増額します。

3番の「現在無料で発行している証明」ですが、証明として交付する以上、本来であれば手数料を徴収すべきですが、今回の見直しの中で手数料を徴収していない事務があり、全ての課に無料で発行している証明の洗い出しと有料化の検討を促したところです。

今回は、都市整備部のみ有料化しますが、その他については、今後も料金の設定について、検討してまいります。

6番の「救急搬送に関する証明」ですが、本市では有料としていますが、近隣の市原市、袖ヶ浦市、富津市では無料となっています。

消防では応援要請があった場合、他市に出動することがありますが、例えば、袖ヶ浦市の住民が搬送された場合、袖ヶ浦市で搬送した場合は証明書が無料となり、本市が応援出動で搬送した場合は有料となることから、市により対応が異なることのないよう、今回無料化とします。

なお、証明書発行事務としては、過去3年で7件、総額2,100円であり、頻度は非常に少なく、歳入への影響はわずかです。

7番から11番については、既に存在しない業務や対応できない業務に関する規定であるため、今回削除するものです。

手数料条例の「その他の証明300円」については、個別に規定をしていない手数料は、この項目に基づき手数料を徴収しています。

しかし、この項目によって、市内の他の手数料との均衡を図るために見直さない、という意見も多くみられました。

これについては、事務が異なれば掛かる経費が異なることが考えられますので、個別の適切な額の設定について、今後も検討してまいります。

使用料の際にもご説明しましたが、見直しの拠り所となる基本方針については、施設や手数料の状況によっては、改正した方がよい部分があることが見えてまいりました。

今回の見直しは、現状の基本方針により実施いたしますが、今後、基本方針の改正を進めていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○金網議長

説明ありがとうございました。

これからご意見ご質問をお受けいたします

○木下委員

市街地整備課が、都市公園条例に基づいて小櫃堰公園庭球場のみ設定されているわけですが、都市公園条例では使用料の他に占有料がありますが、見直しの対象にならないのでしょうか。見直すのであればこの辺りも、見直すべきものがあるのではないかと思います、質問しました。

○事務局

今回の見直しにつきましては、当初より、主に使用料・手数料の方を進めておりましたので今回もそのような形で進めてきたところでございます。

「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の3ページになりますが、こちら「2 使用料の見直し方針 (1) 基本方針に基づく見直しの範囲」のなかで、「エ 行政財産の目的外使用に係るもの」は除くという規定もございまして、今回は見直しを行わないところでございます。

○金網議長

他にご意見等なければ、質疑終局と認めます。

議事(2) 使用料・手数料等の見直しについて、承認ということによろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○金網議長

承認と認めます。

以上で議事が終了となりますので、議長の任務は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

3. その他

○事務局

最後に3、その他でございますが、事務局の方から特にございませんが、皆様から何かございますか。

○委員

特になし。

4. 閉会

○事務局

委員会の閉会を宣言。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 6 年 11 月 21 日

署名人 金網房雄

